

令和7年度 経営発達支援計画実施評価表

北方町商工会

区 分	項 目	事 業 の 目 標	評 価
Ⅰ．経営発達支援事業の内容	1．地域の経済動向調査に関すること	小規模事業者は外部からの経済動向等の情報が不足している。よって商工会にて金融機関を含む各関係機関から情報収集し整理分析後、小規模事業者に調査結果を提供する。	B
	2．需要動向調査に関すること	経営計画策定者に対して、自社が扱っている製商品やサービスに関する需要情報を収集し、新たな市場の開拓や新商品・サービスの開発の役立ててもらおう。	A
	3．経営状況の分析に関すること	自社の経営分析を実施していない小規模事業者が多いため、経営状況を把握する必要性について説明し、専門家や経営指導員による経営状況の分析支援を実施する。	A
	4．事業計画策支援に関すること	地域の経済動向調査・経営分析の結果を踏まえ、小規模事業者の経営課題を解決することを目的として経営計画策定支援を行う。 また、創業・事業承継者に対してもセミナー等への参加を提案し、計画策定の支援を行う。	A
	5．事業計画策定後の実施支援に関すること	経営計画策定者に対して、定期的に事業の進捗状況を把握し、随時必要な情報を提供し、現時点での課題等についてフォローアップ支援を実施することで、小規模事業者が安定的かつ持続的に発展を遂げているよう支援を行う。	A
	6．新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること	小規模事業者が提供する商品・サービス等の認知度向上を図るため、専門家や支援機関、他団体と連携しマスメディアをはじめ Web・SNS 県内外の見本市・商談会への出店支援を行う。	A
Ⅱ．経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組	7．事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること	中小企業診断士・行政・金融機関・県連合会・小規模事業者からなる事業評価委員会を組織して、本事業の評価・見直し方針を決定。また、理事会においても評価・見直しを行い、総代会において承認を得る。	A
	8．経営指導員等の資質向上等に関すること	経営支援に関する様々な研修会での支援ノウハウ習得や、OJT、職員間での勉強会による企業支援能力の向上を図る。	A

- 評価基準
- A：目標を達成することができた（100%以上）
 - B：目標を概ね達成することができた（80～99%）
 - C：目標を半分程度しか達成することができなかった（30～79%）
 - D：目標をほとんど達成することができなかった（30%未満）